

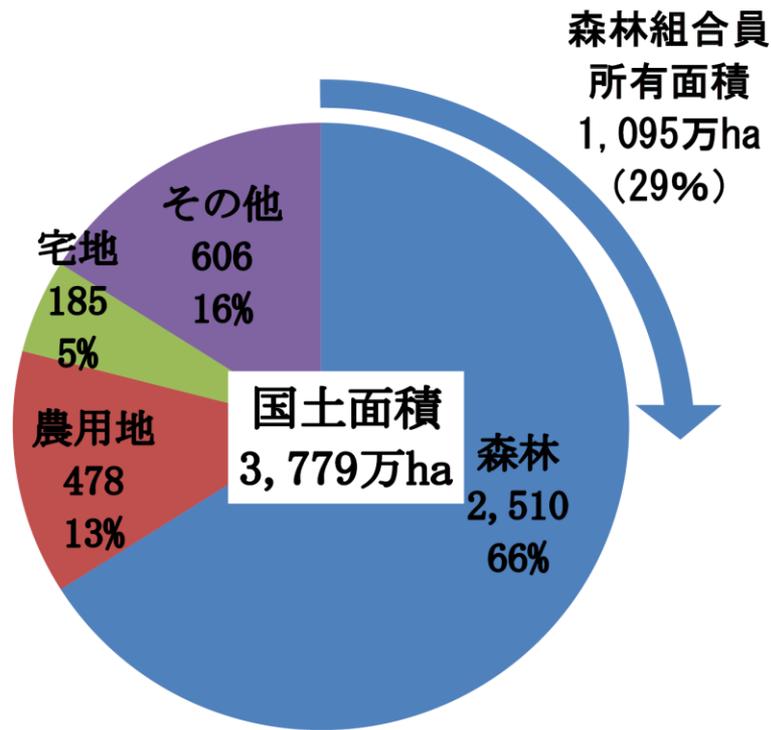
合法性が証明された木材の 供給体制について

平成26年2月18日
全国森林組合連合会

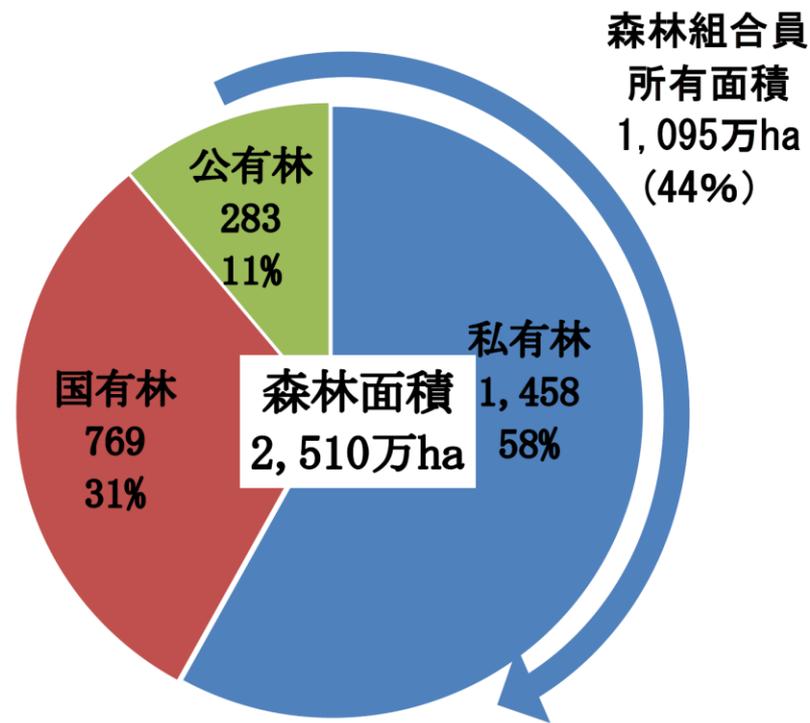
1. 森林組合系統の概要

森林組合は、明治40(1907)年の森林組合法改正時に制度化され、昭和53年に森林法から分離した「森林組合法」に基づき設立されている。森林所有者が組合に出資し、組合員の森林経営のために共同利用事業を行う組織であり、「森林所有者の経済的社会的地位の向上」、「森林生産力の増進・森林の保続培養」を目的とし、平成25年4月現在650組合設立されている。組合員は156万人。





資料：林野庁業務資料、林野庁「森林組合統計」



資料：林野庁業務資料、林野庁「森林組合統計」

<森林組合系統の原木供給：平成23年度>

素材生産量(主伐+間伐) 約400万m³(平成23年国内生産1,937万m³の約2割)

契約販売・市売共販を合わせた原木販売量 約800万m³(国内生産の約4割)

※10年後の目標：私有林木材整備の2割以上、国産材供給量の5割以上

2. 森林組合系統における 合法木材供給の取組経過

森林組合系統では、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」により示された証明方法のうち、業界団体による自主的行動規範に基づく事業者認定の方法を採用し、平成18年8月より事業者認定を開始し、平成24年7月時点で845事業者（一部会員外を含む）を認定している。

合法木材供給事業者認定数の推移

区分	平成19年2月	平成24年7月
森連認定	43	47
道府県森連認定	405	798
合計	448	845

3. 合法証明の推進

平成23年4月にスタートした森林組合系統運動『森林組合活動21世紀ビジョン・3rdステージ「国産材の利用拡大と森林・林業再生運動」』において、国産材の信頼性向上として、木材の合法証明を徹底するとともに、間伐材証明や森林認証材について需要者ニーズに対応できるよう供給体制を整えることとしている。

また、合法木材供給事業者認定団体研修会（全木連主催）及び各県の認定事業者研修会（県木連主催）に参加し、業界間の連携や情報の収集に努めるとともに、毎年度の実績報告に合わせて書類（帳票）管理及び分別管理等の状況を把握しているところであり、適正な業務の実施と信頼性の向上に努めている。

4. SGEC森林認証の推進

本会では、業界団体の認定による合法性の証明だけでなく、持続可能な森林経営を行う観点から、組合員等の森林について森林認証の取得を進めているところであり、全森連ではSGEC認証取得のためのコンサルティングを行っている。

区分	SGEC全体	うち全森連コンサル
森林管理認証森林	953, 065ha	119, 535ha

平成26年1月現在

5. 今後の課題

認定事業者においては、合法木材の供給にかかる書類作成・管理及び証明材の分別管理に多大な労力・コストを要しており、目的である適正な木材価格形成のための違法伐採対策が有効に機能するような仕組みを早急に構築する必要がある。

また、木材利用ポイント、長期優良住宅、地域型住宅ブランド化事業における「地域材」の証明方法に合法証明が採用されるなど、グリーン購入法に基づく政府調達への証明以外への展開が進んできた。

更に、再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)においても合法証明に準じたバイオマスの証明方式(「証明の連鎖」と「分別管理」)が採用されており、証明材の取扱には従前以上に「自主行動規範」、「認定実施要領」、「分別管理及び書類管理方針」等の順守徹底が求められている。